# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会平成31年1月18日答申分

## ○答申の概要

(1)	年金記録の訂正の必要があるとするも	0	0件
(2)	年金記録の訂正を不要としたもの	:	2件
	厚生年金保険関係	2件	

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800206 号 厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800049 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和30年生

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年1月29日から同年9月25日まで

私はB市にあったA社C店で早番、遅番の二交代で勤務した。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、B市にあったA社C店で勤務した際の同僚として複数の姓を挙げているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該同僚と姓が一致する者が確認できる。

また、前述の姓が一致する者は、期間は覚えていないが、請求者と同じ職場で勤務した旨陳述していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和61年10月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿により同社の後継事業所であることが確認できるD社は、A社の資料等は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 1800272 号 厚生局事案番号 : 九州(厚)第 1800050 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を 認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年4月29日から同年5月1日まで

A社では、機械の設計、製作、設置工事をしていました。

平成2年4月30日で辞めることを社長に告げ、4月30日まで仕事をしていますので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成2年5月1日に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録はない上、A社は、請求者は正社員として勤務していたが、勤務期間については不明であり、請求者に係る賃金台帳、出勤簿などの保管はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認できない。

また、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。